配当公告

鹿児島県日置市東市来町長里四九二番地一
破産者　久保産業株式会社

右の者に対する鹿児島地方裁判所平成十四年（フ）第二一三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金四、一八八、〇六四、一八三円
（内優先債権額　金四五〇、〇〇〇円）

一、配当することのできる金額
金一〇五、一五八、二二三円
（内優先債権額　金四五〇、〇〇〇円）

平成二十二年四月七日
鹿児島市城山町一番三〇，Dクラディア城山町三〇一　木山法律事務所
破産管財人　木山　義朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形市飯田五丁目一〇六番地の三、最後の住所山形市蔵王上野九二〇番地蔵王やすらぎの里
被相続人　亡　渡邉美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月七日
山形市七日町四丁目一六番二号
相続財産管理人　諸橋　哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区浅草橋二丁目一番地、最後の住所山形市印役町四丁目七番一三号
被相続人　亡　井上　晴夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月七日
山形市旅篭町二丁目一番一一号ステージ八山二階　霞城東法律事務所
相続財産管理人　弁護士　金山　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市小川町塩田字中島九番地、最後の住所福島県いわき市平字六間門二番地
被相続人　亡　平塚美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月七日
事務所福島県いわき市平字大工町六番地の一二　相続財産管理人　大谷　好信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県志木市中宗岡二丁目一一三六番地一二、最後の住所埼玉県坂戸市大字成願寺三二二番地六
被相続人　亡　前田　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月七日
埼玉県所沢市松葉町一一番九号ピースセンター　相続財産管理人　近藤　宏一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県宿毛市大島八六一番地、最後の住所大阪市浪速区敷津西一丁目九番一九号
被相続人　亡　濱邊　龍彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月七日
大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館九階
相続財産管理人弁護士　入江　教之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市城東区成育四丁目一五番地、最後の住所大阪市城東区成育四丁目二五番三号
被相続人　亡　丸谷　敏行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月七日
大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館九階
相続財産管理人弁護士　入江　教之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市西区上野芝町四丁六三七番地一、最後の住所大阪府堺市西区上野芝町四丁一七番二号
被相続人　亡　中野　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月七日
大阪府堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階
相続財産管理人　小林　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市東淀川区井高野一丁目四番、最後の住所大阪市東淀川区大道南一丁目一三番一二号
被相続人　亡　玉井　信二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月七日
大阪市北区南森町二丁目一番二九号三井住友銀行南森町ビル三階
相続財産管理人　高瀬久美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神崎郡市川町鶴居三二四番地の四、最後の住所兵庫県神崎郡市川町鶴居三三七・三三八番地
被相続人　亡　溝端　義和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月七日
兵庫県加古川市平岡町新在家七一六―一四
相続財産管理人　中村　勉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市青谷町善田一九八番地、最後の住所鳥取県鳥取市青谷町奥崎三四番地七
被相続人　亡　水石　辰治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月七日
鳥取市西品治二九五番地ペイブコートB一〇一
相続財産管理人　本郷　貴大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区小石川一丁目一六番、最後の住所広島市中区橋本町五番一六―八〇一号
被相続人　亡　辻村　伸之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月七日
広島県廿日市市対厳山三丁目一二番一七号
相続財産管理人　福冨　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所宮崎市高岡町花見一〇七〇番地
被相続人　亡　山崎庄次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月七日
宮崎市昭和町七九番地二
相続財産管理人　司法書士　阿部　修一